

コーポレート・ガバナンス態勢

当金庫では、地域から信頼され続ける金融機関であるために、経営者等の責任の明確化と内部および外部牽制体制により、コーポレート・ガバナンス態勢の強化に努めています。

■総代会

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を有しておりますが、当金庫では、会員数が多く、総会の開催は事実上不可能であることから、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。この総代会は、決算、取扱い業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

■理事会

理事会は、株式会社の取締役会に相当するもので、毎月1回開催し金庫の業務執行に関する重要事項を決定するとともに理事の職務の執行を監督しております。

■理事

理事は、独立性を確保するとともに各理事間の相互牽制を励行しております。

■監事

監事は、株式会社の監査役に相当するもので、理事会等重要な会議への出席、重要文書の閲覧、決算書類の確認等を行っております。

■会計監査人等

当金庫では、会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士といった外部の専門家を活用し、会計処理、コンプライアンス、リスク管理等について、厳格なチェックを受けるとともに随時アドバイスも受けております。

■内部監査態勢

理事長直轄の部署（法務監査部）において、金庫の経営諸活動全般にわたる内部管理態勢の適切性、有効性を検証し、その結果に基づく評価および問題点の改善方法の提言等を行っております。

■各種委員会

主な委員会は次の通りです。

ALM委員会

常勤理事会の参与機関として、経営環境の変化により発生する信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク等を統合的にコントロールするとともに資産・負債の統合的管理により収益性・健全性の向上に向け、協議等を行っております。

コンプライアンス委員会

当金庫における「コンプライアンスに関する諸問題」を把握・管理し、発生した諸問題の適切かつ迅速な解決及び防止策を検討し、常勤理事会に報告と提言等を行っております。